

忘れずに！ お早めに！

税の申告と納税

所得税の確定申告・住民税申告は2月16日～3月15日
消費税及び地方消費税は3月31日までに

確定申告は、前年1年間の所得に対する所得税を精算する
手続です。申告の受付は、2月16日(木)から3月15日(水)まで
となっております。期限まぎわになりますと大変混雑しますの
で、申告は早めにすませましょう。住民税(個人市県民税)の申
告も併せて受け付けます。

また、個人事業者の消費税・地方消費税の申告は、税務署で
受け付けます。期限は、3月31日(金)です。こちらも忘れずに
手続きしましょう。

申告受付・申告相談

2月16日(木)から3月15日
(水)までの期間(土・日曜日を
除く。)で午前8時30分～午後
5時に、下記の会場で所得税
の確定申告と個人市県民税の
申告受付及び申告相談会を
実施します。

また、和田山税務署(和田山
上町)でも、所得税の確定申告
及び申告相談を受け付けます。
なお、和田山納税協会、近畿
税理士会和田山支部の皆さん
のご協力で、「税理士による所
得税に関する相談会」も午前
10時～午後4時に下記のと
おり実施されます。

申告受付及び申告相談会 (2月16日～3月15日開催)		税理士による 相談会開催日
生野	生野庁舎ウラ1階会議室	3月1日(水)
和田山	和田山農業研修センター2階 (市役所ウラ)	3月2日(木) 3月3日(金)
山東	山東庁舎1階市民室	3月6日(月)
朝来	朝来庁舎別館1階会議室	3月6日(月)

確定申告は「自書申告」で

税務署では、納税者の皆さんが、確定申告書や収支内訳書
を自ら作成し、不明な点があれば、職員が会場で助言を行
う「自書申告」を推進してまいります。

この「自書申告」は、全ての納税者の皆さんが、それぞ
れの責任において適正な申告と納税を行うという申告納税制
度の趣旨にのっとったもので

す。
この趣旨をご理解いただき、「確定申告の手引き」や「前
年分の申告書控」などを参考に確定申告書を作成し、早期
に提出していただきますよう

ご協力をお願いします。

また、郵送での申告もでき
ますので、こちらもご利用下
さい。

なお、確定申告書の提出や
納税を、3月15日(水)の期限
までにしなかった場合や、税
額を少なく申告していた場合
は、加算税や延滞金を納めな
ければならない場合があります
のでご注意ください。

所得税の確定申告が必要な 人

次のような人は、確定申告
の必要があります(以下の項
目はあくまでも例示であり、
このほかにも必要な場合があ
ります)。

- ▼ 商売など個人で事業を営ん
でいる人や不動産収入がある
人
- ▼ 給与を1カ所から受けてい
る人で、給与所得や退職所得
以外の所得金額の合計が20万
円を超える人
- ▼ 給与を2カ所以上から受け
ている人
- ▼ 年金所得者のうち、所得税
の納付が必要な人(源泉徴収
されていない、税が不足する
場合など)。
- ▼ 土地、建物やゴルフ会員権